

国民健康保険・後期高齢者医療

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

- 支給対象者** 下記のすべての条件を満たす方
- ・国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった方
 - ・勤務先から給与等の支払いを受けている方
- 支給対象日数** 労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数
- 支給額計算** 直近3か月間の給与収入等の合計額 ÷ 直近3か月間の就労日数 × 2/3 × 支給日数
- 適用期間** 令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で労務に服することができない期間
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

お問い合わせ 福祉保険課 ☎098-911-9163

「フレイル予防」と 「新型コロナウイルス感染症予防」を 心がけましょう!



自宅でツツヨツ
体力づくり!

新型コロナウイルスは、今後、第2波などで再度流行することも予測され、コロナウイルスとの闘いは長期戦にわたる可能性が高いといわれています。

高齢者の皆様は、新型コロナウイルス感染症に気をつけていただくとともに、「フレイル(虚弱)予防」にも取り組みましょう。「フレイル予防」には「運動」・「栄養」・「社会参加」の3つの柱が必要です。今できることに取り組み、フレイルを予防しましょう。自宅でできる簡単なエクササイズを紹介します。

ひざ伸ばし (太もも) (20回)

- ①イスの両端をつかまえます。
- ②左右の足を交互に、しっかり前に伸ばしましょう。

ひじ・ひざタッチ (腹筋) (10~20回)

- ①ひじを曲げ、手を横に軽く広げます。
- ②ひじとひざを合わせる様に、体をひねりましょう。

①かかと上げ (ふくらはぎ) ②つま先上げ (すね) (各10回)

- ①親指に体重を寄せ、かかとをあげます。
- ②かかたと体重を寄せ、つま先をあげます。

スクワット(お尻・太もも) (10回)

- ①肩幅に足を開き、背もたれをつかみます。
- ②かかとやつま先が浮かないように、お尻を後ろに突きだしながら腰を落とします。

介護予防拠点施設 西原町いいあんべ一家(中央公民館隣) ☎098-946-1734

西原町新型コロナ ゆいまーる募金の受付について

西原町では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の備えが必要な施設などへの消毒液・マスクの配布や急激な経済低迷の影響を受けた方への支援活動に充てるために、町内外の多くの皆様からの募金を受け付けています。いただいた募金は、西原町新型コロナウイルス感染症防止対策等基金へ積立しています。積立額に応じ、さまざまな支援に活用させていただきたいと考えております。

使いみち

- ・西原町社会福祉協議会でのフードバンク事業(食糧支援)の支援
- ・子どもたちの活動の場へのマスク・消毒液などの提供(各施設、居場所づくりの場、部活動の場など)
- ・その他積立額に応じて支援を広げていきます

募金の方法

①口座振り込み

金融機関名：沖縄県農業協同組合 西原支店
 口座番号：普通 0055443
 口座名義：西原町新型コロナゆいまーる募金
 ニシハラチヨウシンガタコロナユイマールポキン

②西原町役場庁舎に設置する募金箱

※西原町役場1階会計課前に設置しています。



税制上の取り扱いについて

上記記載の口座に振り込まれた募金は、次のとおり取り扱われます。

①個人の方

当該支援金は、所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。また、市町村に対する寄附金に該当し、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。

※当該口座振込により寄附をされた募金については、ワンストップ特例の適用はございません。控除を受けるためには、所得税の確定申告書の提出(個人住民税申告書を含む)が必要となります。

②法人の方

当該募金は、法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入することができます。

町民税・確定申告の際に必要な書類に関すること

申告手続きの際は、金融機関の振込時の利用明細書に、募金専用口座への振込みであることが確認できる書類(当該HPの専用口座掲載部分の写し等)を添付することで、申告のための受領書(証明書)にかえることができます。

まずは、社会福祉協議会でのフードバンク事業の支援や、子どもたちの活動の場へのマスク・消毒液などの提供に充てるリン!



西原町観光キャラクター
「さわりん」もフードバンクを応援!